

海岸漂着物対策推進会議（第4回）

平成24年12月7日

海岸漂着物対策推進会議（第4回）

平成24年12月7日（金）10:00～10:49

環境省 第1会議室

議 事 次 第

【議 題】

1. 「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の改正について
2. 海岸漂着物処理推進法に基づく施策の進捗状況について
3. 平成25年度漂流・漂着ごみ対策関連予算（概算要求）について
4. 海岸漂着物処理推進法の見直しの検討について
5. その他

【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策推進会議設置要綱（改正案）
- 資料2 法施行状況及びグリーンニューディール基金執行状況（一部）
- 資料3 - 1 沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備について
- 資料3 - 3 - 1 漁場漂流・漂着物対策促進事業
- 資料3 - 3 - 2 漁場復旧対策支援事業
- 資料3 - 3 災害関連緊急大規模漂流・漂着物等処理対策事業概要
- 資料3 - 4 有明海東部海岸保全事業
- 資料3 - 5 治山事業
- 資料3 - 6 漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策
- 資料3 - 7 河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組
- 資料3 - 8 漂流・漂着物に関連する取組
- 資料3 - 9 海上保安庁の24年度漂流・漂着物施策
- 資料3 - 10 - 1 環境省による漂流・漂着ごみ問題への主な取組
- 資料3 - 10 - 2 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業等
- 資料3 - 10 - 3 不法投棄等の未然防止・拡大防止策について
- 資料3 - 10 - 4 災害等廃棄物処理事業補助金の概要

資料3 - 10 - 5 漂流・漂着ごみ処理に係る施設の整備に対する支援

資料3 - 11 漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ

資料4 海岸漂着物処理推進法の見直しの検討について

参考資料1 海岸漂着物処理推進法及び概要

参考資料2 海岸漂着物処理推進法基本方針

参考資料3 海岸漂着物処理推進法施行状況

参考資料4 地域グリーンニューディール基金の執行状況

午前10時00分 開会

森環境省海洋環境室長 皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、第4回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきます。

私は、本推進会議の庶務を行う環境省水環境課海洋環境室の室長を務めております森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議長であります、小林環境省水・大気環境局長よりご挨拶をさせていただきます。

小林環境省水・大気環境局長 おはようございます。環境省の水・大気環境局長の小林でございます。今日は師走に入りまして、大変お忙しい時期に、朝からお集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、日頃からこの海岸漂着物の処理の問題につきまして、法律に基づき、またいろんな形でご尽力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

ご承知のとおりでございますが、この法律も大変、本来の名前はすごく長い名前でございますけれども、3年前に、これまで超党派の議員立法でできた法律でございます。図らずも実は私は環境省が各省さんにご協力してまとめていくということで、実質的には議員立法といってもかなり省庁間の連携でやらせていただいた法律でございますが、そのときに実は担当の審議官をしておりまして、大変奇遇でございますが、また3年目の節目のときに、皆様方と一緒に仕事ができるということで感謝しております。

当時はどういう法律になっているかということもあまり最初から見えていたわけではありませんが、大変関係省庁の皆様方、特に私も審議官でしたので、当時の次長さんと部長さんなどと、かなりいろいろ連携もさせていただきましたし、担当の課長さんには本当に何回も審議官室にお越しいただいて、いろいろ議論して、やらせていただいて、よい連携で始まった制度かなというふうに思っております。

予算につきましても本当になかなか大変な中で、各省拡充もしていただきまして、またいろんなご支援もあって、環境省でも基金を実際に送ったというようなこともできて、随分この辺も進んだところでございますが、当時からまだ恒久的な財源をどうしていくかということは引き続き課題になっていたところでございます。

そんな中で、法律としては基本方針も定め、各自治体も、今29道府県が地域計画を策定しております。計画もつくっていただいて、そういう意味では大変進んでおります。また自治体の皆様方もそうですし、国会の各省の先生方も大変これについてはご関心も高く、応援もいただいている制度でございます。そういう中で3年が経ちまして、法律の附則の中で、法律の施行が3年を経過した場合において施行状況などを見て、制度の見直しがどうかというようなこ

とも検討を加えていくことになっております。こういう規定があるわけでございまして、本日はそういった意味でそれぞれ進めていただいているような施策をご報告もいただき、今後見直しについてどうしていくかというようなことのご意見も賜りたいという会議でございます。

環境省としては後でご説明申しますが、法律に基づく専門家の会議も、これもいろいろご推薦もいただいたりする中で設けさせていただいておりますので、この辺で検討いただいで進めていければと考えているところでございます。

今日は皆様方から忌憚のないご意見をいただき、いい形で進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

森環境省海洋環境室長 次に、本日の資料の確認をいたしたいと思えます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思えますが、海岸漂着物推進会議の議事次第が1枚もの。それから資料1としまして、海岸漂着物対策推進会議の設置について。それから資料2、これが法施行状況及びグリーンニューディール執行状況の一部ということで、これは1枚ものです。それから資料3-1、これが1枚でございます。資料3は1から11まででございます。順次3-2-1から3-3、それから3-4、それから3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10-1、3-10-2、3-10-3、それから3-10-4、3-10-5、それから3-11。それから1枚ものでございますが、資料4がございまして、その後参考資料1、参考資料2、それから参考資料3、参考資料4。以上で資料が全部でございます。

もし不足の資料がございましたら事務局までお申し出ください。

では、これより議長である小林水・大気環境局長に議事進行をお願いいたします。

小林環境省水・大気環境局長 それでは、早速議事に移らせていただきます。

お手元の資料の1枚目の議題に沿って進めさせていただければと思えます。本来ですと、せっかくご出席いただいておりますので、お一人お一人ご紹介してということかもわかりませんが、後ほど内容のそれぞれの各省の取組の報告もございまして、その折にそれぞれご紹介いただければと思っております。環境省からの水担当の審議官の平岡とそれから廃棄物リサイクル対策部の部長であります梶原も出席しておりますので、ご紹介をさせていただいておきます。

それでは、まずは議題の1であります「海岸漂着物対策推進会議の設置について」という、各省申し合わせの改正につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

森環境省海洋環境室長 お手元の資料1をご覧いただきたいと思えます。

「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の関係省庁申し合わせというものでございまして、その中の別紙の部分におきまして、幹事会のリストがございまして、その構成メンバーの

課の名称が変わっているということで、二つの省において変更がございます。まず文部科学省生涯学習政策局の男女共同参画学習課長が変更となりまして、社会教育課長ということになりました。それから国土交通省港湾局の国際・環境課長が変更になりまして、海洋・環境課長ということになりました。この二つの点について変更がございました。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 はい、今紹介のとおりでありまして、幹事会のご担当いただいている課のお名前が変わったということでございますので、これは申し合わせを変更させていただくということによろしいでしょうか。

小林環境省水・大気環境局長 はい、これはそのように承認されたということで、処理をさせていただきます。

引き続きまして、議題の2であります。海岸漂着物処理推進法に基づく施策の進捗状況についてということで、事務局からの説明をさせたいと思います。よろしくをお願いします。

森環境省海洋環境室長 海岸漂着物処理推進法の施行状況及びグリーンニューディール基金執行状況（一部）ということで、資料2をご覧いただきたいと思います。

この法施行状況の調査につきましては現在進行中でありまして、今年度の終わりのほうにまとまる予定でございます。ただ、今回の会議において、ある程度報告をしなければならないということで、12月4日現在ということで、各都道府県に問い合わせをして、現在の地域計画の策定状況について問い合わせをいたしました。その結果といたしまして、現在もう既に策定というところが29道府県。策定中というところが5都県。それから未策定のもので13府県ありますということがわかっております。策定中のところが5つあるので、今後ある程度策定が進んでいくというふうには考えております。

続きまして、裏にいきまして、地域グリーンニューディール基金事業により回収・処理された海岸漂着物等の総量ということで、平成21年から23年の間、地域グリーンニューディール基金、約60億ありましたけれども、それを使いまして、回収・処理された漂着物の量というのを各都道府県別にまとめたものが下の表でございます。それでこれを見ますと北海道は特に多くなっているわけですが、回収・処理されたものの種類によって大分その重さというのは変わってくるので、例えば木材とか、木が一番重いんですけども、そういったものが多いところであれば、重量は大きくなります。それからプラスチック系のものが多いところであると、容量は大きいんですけども、重さ自体はそんなに出てまいりません。したがって、重さのみでなかなか表現し切れない部分がございますが、3年間で処理された総量というのをまとめて

ご提示してございます。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 これについては何かご質問やご指摘などありますでしょうか。

(なし)

小林環境省水・大気環境局長 では何かありましたら、また後でまとめてご発言をいただいてもよろしいと思いますので、次の議題に移らせていただきます。

議題の3が、平成25年度漂流・漂着ごみ対策関連予算(概算要求)ということで、次年度に向けての予算の取組について、事務局また関係省庁から説明をお願いしたいと思います。

まずは、事務局である環境省から説明をお願いします。

森環境省水環境課海洋環境室長 お手元の資料の順番がちょっと前後してしまうのですが、けれども、3-11からご説明をしたいと思います。この資料は、各省で取り組まれている予算、事業をまとめて、ここに一覧表としてまとめたものでございます。それで状況の把握等で気象庁さんの事業が行われているということと、発生源対策として農林水産省林野庁さん、それから水産庁さん、それから経済産業省さん、それから国土交通省さん、海上保安庁さんに事業を行っていただいております。

それから被害が著しい地域への対策ということで、地方公共団体等の対策に対する財政支援ということで、国土交通省さん、農水省さん、それから水産庁さんと環境省、それから内閣府さんがやっているということでございます。

それから国による調査として、海上保安庁さんと環境省。それから技術開発として環境省がやっているということで、これは事業が進められているということでございます。この詳しい内容につきましては、それぞれ各省庁さんが今いらっしゃっているので、それぞれからご説明をいただければというふうに考えております。

小林環境省水・大気環境局長 それでは全体像は以上のとおりでありまして、大きな予算の内数となっている部分もありますので、つかみにくいところもあるかもしれませんが、いろんな角度から取り組んでいただいているということだろうと思います。

では引き続きまして、関係省庁の皆様方から予算についてのご説明をいただきたいと思いますが、予算に限らず何か政策的なことでもしコメント等がありましたら、あわせておっしゃっていただいても結構ですので、順次お願いをいたしたいと思います。

それではまず内閣府の沖縄政策担当の方からお願いいたします。

内閣府政策統括官(沖縄政策担当)代理(西山企画担当参事官補佐) 内閣府の沖縄担当部

局でございます。

資料3-1でございます。沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備についてということでございます。沖縄の観光資源である恵まれた環境資源の活用と県民の生活環境の向上を図る上で、漂着ごみを含むごみの適正処理、資源ごみのリサイクルなどは重要な課題でありますことから、内閣府におきましては、離島を含む沖縄県の市町村に対しまして、ダイオキシン対策に即したごみ焼却施設や基準に適合した最終処分場の整備を進めているところでございます。これに要する費用の一部に交付する交付金について予算要求しているところでございまして、予算の若干の内容は先ほどの資料3-11の3ページ、枠で言うと下から三つ目の箱のところでございます。25年度要求額といたしましては14億7,800万円の内数ということで要求しております。

それから、下の沖縄の離島における廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）数、24年11月現在。それから離島における来年度の焼却施設の整備予定は記載のとおりでございます。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

それでは続いて水産庁の方からお願いできますか。

水産庁次長代理（中津漁場資源課長） 水産庁でございます。資料3-2-1をご覧ください。ただきたいと思います。

漁場の漂流・漂着ごみ対策でございます。1枚裏面の図のほうを見ていただきたいのですが、漁場においての漂流・漂着物の対策としまして、二つの対策をこの事業ではやっております。一つは発生源対策でございまして、漁業関係のごみ、特に魚網、発泡スチロールとプラスチック製品が多くございまして、それについての管理、処分の方法や技術を開発するものでございます。

もう一つが、下の図にありますように漁場に漂流・漂着してきたごみを回収しまして、それを処分するための費用の一部を助成するものでございます。

続きまして、資料3-2-2でございます。こちらにつきましては、東日本大震災の津波によって漁場に瓦れきが大量に流入しております。その対策としまして、(1)のところは沿岸対策で、海底の調査と回収の処理をやると。それから2番が、これは沖合の漁場対策でございまして、これは底引網漁船を使って漁業者が操業中に回収したごみの処理を支援するというものでございます。一番下のところはこれは技術開発でございまして、被災漁場においての改良漁具、それから油分が残留しています漁場の環境改善、これを行う事業でございます。

資料3-3もあわせて説明いたします。3-3につきましては、これは海岸保全施設の機能を阻害

しないように、海岸管理者が連携するなどしまして、洪水、台風等で海岸に漂着した一定規模以上の流木、ごみ等を処理する場合に、農水省及び国土交通省が助成するものでございます。関係省庁と連携して進めております。

以上です。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

それでは続きまして農林水産省さん、お願いいたします。

農林水産省農村振興局長代理（小林防災課長） 今、水産庁からご説明がありました、この流木の撤去事業を活用した例について、資料3-4でご紹介させていただいています。今年の7月に発生した九州北部豪雨では、有明海に相当量の流木が流出いたしまして、現時点の把握では約4万m³ですけれども、これの迅速な対応が非常に強く求められておりました。ちょうどノリの養殖の準備がこれから始まるという時期であったこともあって、迅速な対応が求められたわけです。各海岸関係省庁では、それぞれ予算の制度を持っておりまして、先ほど環境省からご案内がありました資料3-11で各省庁のメニューが載っていますが、その中の2ページ目の3（1）のところ、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業という事業がございまして、これは通常の災害復旧事業の中から、こういう事情が発生するたびに、財務省と協議して予算措置を行うという仕組みになっております。

対策が必要であった流木は、有明海沿岸の4県にまたがって漂着しましたが、今回工夫いたしましたのは、迅速な対応ということで、海岸関係省庁（国土交通省で水・国土局と港湾局、農林水産省で水産庁と農村振興局の4つの部局）においてそれぞれ県ごとにとりまとめ省庁を決めまして、そこで全ての情報を統括したことでございます。その上で財務省と折衝するという体制をとりまして、極めて迅速に予算の措置と県とのワンストップの窓口の対応ができたものというふうに理解しております。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

それでは続きまして、林野庁さんからお願いします。

林野庁次長代理（鈴木治山課長補佐） 林野庁でございます。林野庁の関係事業としては治山事業でございますけれども、これにつきましては豪雨等で山が崩れるときに、あわせて山の上に立っている木が流れ木になって流れていくということがございますので、まず崩れたところにつきましては、さらにその崩れが拡大しないように山に戻すということ。それからそのまた山が崩れるのを防ぐための森林の整備というものを、この治山事業でやっているということ

になります。

資料3-5でございますけれども、復旧・復興分を合わせまして、25年度概算要求には746億円を要求しております、この中で合わせて、その流れ木の発生を防いでいくという取組を行っております。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

では続きまして、経済産業省さんからお願いいたします。

経済産業省産業技術環境局長代理（実国環境指導室長） 経済産業省でございます。資料3-6をご覧ください。経済産業省のほうでは漂流・漂着物というもののの中にペットボトル、ビン、缶、ポリ容器という容器包装がかなり含まれていて、実際の運搬や処分に困っているという話を聞いております。これらについては必ずしも海外から漂着した物だけでなく、国内で発生したものも含まれるというふうに認識しております。係る観点から、国内における、こうした容器包装廃棄物の排出抑制を促進するという事は、漂流・漂着ごみに対する対策としても有効ではないかと考えております。

こうした観点から、当省では継続して二つの施策について進めております。一つ目は容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進でございます。これは所管5省庁が連携して行っております。特に当省が予算を計上してやっておりますのは、より効果的な排出抑制策への取組というのをまとめて事例を紹介するなど、さらなる取組推進に向けた周知啓蒙活動ということに取り組んでおります。

また二つ目の施策としまして、3Rの普及啓発でございます。こちらについては8省庁連携でやっております、毎年10月を「3R推進月間」と位置付けて3Rの普及・広報活動を行っているところでございます。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

では続きまして、国土交通省さんからお願いいたします。

国土交通省水管理・国土保全局長代理（藤巻海洋開発官） それでは水管理・国土保全局から、河川に関する取組ということで、資料3-7でご紹介をしたいと存じます。

私も国土交通省では全国で109本の直轄河川を持っております。その直轄河川で主な取組ということで上に四つ書かせていただいております。週に1回程度巡視をしているわけでございまして、この中で早期に発見した場合には対応するということが一つございます。そのほか

河川あるいはダム湖そういったところに貯留した流木やごみ、そういったものの処理を行っているところでございます。

年々御多分に漏れず、河川を維持するための予算が減少傾向にあるわけございまして、そういった中でやはり流域の住民の中にご関心の高い方がかなりいらっしゃるということでございまして、そういった皆さんと一緒に各河川事務所もしくは河川国道事務所が清掃活動を横の展開を大きく広げながらやっているところでございます。

ちょっと古いデータで恐縮ですが、3年前のデータですと、1年間で述べ68万人のご参加をいただいたというところでございます。そのほか、やはりごみがどうしても投棄される場所というのは、得てして決まっておるところがございまして、そういったことがございまして、やはり啓発を図るということもございまして、環境教育という面でございますので、ごみがどの程度放置されているのかといったことを書いたごみマップ、一番右上のほうに大変縮尺が小さくございまして、わかりづらくございまして、こういったものをつくったり、看板を設置したり、あるいは監視カメラを設置して、ひどいときにはそれを監視するという、並びに地元の所轄の警察との連携、そういったものも取り組んでいるところでございます。

そういった従来の取組の中で、今後特に強化していきたいというように思っているものが3本柱でございまして、冒頭申し上げましたとおり予算が減少している中で、我々の力だけでどうもいきませんので、連携体制を強化していこうということで、全ての一級水系では、河川管理者が事務局になっておりますが、水質汚濁防止連絡協議会という組織がございまして、これは各流域の自治体が参加いただいておりますので、こういった組織を活用して、自治体と一緒に合同パトロール等の取組を強化するというのがございまして。

啓発活動の推進の中では、1点だけちょっとご紹介させていただくと、先ほど申し上げましたごみマップ、これがペーパーベースで出てきているわけなんでございまして、これをできるだけ近いうちにオンライン化したいなと思っております。それを活用して、できるだけリアルタイムでこういったごみが投棄されているのかということ、一人でも多くの方にわかっていただき、それがひいては普及啓発につながっていけばいいなというところでございます。

最後、河川管理の強化ということで、河道内に生えてしまった樹木、これは洪水を流す上でも断面積阻害となりますので、非常にいけないわけございまして、そういった伐採するときにそういったものの処分費用を安くするという意味でもありまして、リサイクルの観点から、チップ化したものを業者さんや地元の方に引き取っていただくとか、一緒にそういったものを伐採するとかをやりながら、少しでも河川からの漂流・漂着ごみの発生を抑制しようというこ

とに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

続きまして、気象庁さんお願いいたします。

気象庁地球環境・海洋部長代理（矢野海洋気象課長） 気象庁地球環境・海洋部でございます。気象庁では、現在、2隻の海洋観測船を用いまして、日本周辺海域、それから北西太平洋において、海洋の観測を行っているところなんです、この資料3-8の下の絵に少しございませけれども、東計137度線でありますとか、一応前もって航路が定まっております、その航路を移動する際に船のブリッジ、船橋から航海士がプラスチック類でありますとか、漁区でありますとか、そういった形で種類ごとに目視で観測しまして、そのデータを取りまとめてございます。

そのデータをもとに、気象庁ホームページの中で海洋の健康診断表と称してございませけれども、ほかの観測結果なども合わせまして、この下の掲載例のような形で掲載してございます。

平成25年度以降もこういった形で長期のモニタリングを継続していくと、そういう計画でございます。

以上です。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

それでは続きまして、海上保安庁さん、お願いいたします。

海上保安庁警備救難部長代理（七尾環境防災課長） 海上保安庁警備救難部でございます。本来は部長が参るべきところですが、いわゆる人工衛星等の対応で参りません。環境防災課長の七尾でございます。

資料3-9ですけれども、海上保安庁の24年度漂流・漂着物施策、まさにこの字で書いてあるとおりでございますが、1ポツの、米印の2個目、海洋環境保全推進月間というふうに書いてございます。これ毎年6月をそういう月間と決めまして、「未来に残そう青い海」というのをスローガンにして、漁業とか海運業関係者を重点対象とした指導啓発活動を実施しております。

さらに、これ毎年やっておるんですが、先般全国の小・中学生を対象とした図画コンクールというのを開きまして、全国で約3万点の応募がございませ。長官賞とか海上保安協会会長賞を含む、応募された中の99点を東京都の協力を得て都営地下鉄の3駅の構内でしばらくの間、この間展示をいたしました。

2ポツでありますけれども、大規模漂着状況の原因調査、これは毎年予算的な措置はしてお

りませんけれども、ここに記載がございますような調査を行っておるというものでございます。
以上でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

それでは最後にこれは環境省ですか。お願いします。

森環境省海洋環境室長 お手元の資料3-10-1を見ていただきたいと思います。25年度予算要求ということで、丸が5つございますが、上の丸2つが海洋環境室の要求分、下の3つが廃棄物リサイクル対策部のほうの要求分ということでございます。

それで、3-10-2をご覧いただきたいと思います。海洋環境室分の予算要求の概要でございますが、(1)で漂着ごみ対策総合検討事業ということで、漂着ごみの状況把握事業ということをやっております、これによって効果的な漂着対策に関する施策の立案等が行えるということと、あと漂着ごみの原因究明事業ということで、これで発生抑制対策を考えていこうというものでございます。

それから(2)のほうの漂流・海底ごみ対策総合検討事業というものがございまして、これにつきましては代表的な地域において、状況の把握とか、発生原因の究明等を行って今後の検討に資するということを考えてございます。

それから(3)でございますが、これは海岸漂着物処理事業費補助金ということで、これは平成23年前のグリーンニューディール基金にかわる事業として、来年度25年に約1億円の要求をしておりますが、処理費の2分の1負担を離島に限定してやろうというような事業でございます。

以上でございます。

梶原環境省廃棄物・リサイクル対策部長 引き続きまして、資料3-10-3から説明をしたいと思います。環境省の廃棄物リサイクル対策部長でございます。

まず3-10-3でございますけれども、廃棄物の不法投棄の未然防止あるいは拡大防止策ということで、まず全国不法投棄監視ウィークというものを設け、都道府県や市町村の方々と国の機関で協力をしてパトロールや清掃活動をさせていただくほか、ポスター等による普及啓発を実施しているところでございます。

続きまして、その次の資料3-10-4でございますけれども、災害等廃棄物処理事業費補助金ということでございますけれども、災害起因による廃棄物の処理の事業のほか、右側でございますが、災害起因でない海外保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集・運搬及び処分につきましても、一定の量になるもの、150立米でございますけれども、補助をさせていただいているということでございます。

それと、次の資料3-10-5でございますが、漂流・漂着ごみの処理に係る市町村の施設整備に関する支援ということで、具体的には、ストックヤードあるいは破碎切断施設あるいは除塩施設等の整備に関する支援を行ってございます。これはいわゆるごみ焼却施設でありますとか、最終処分場に対する全体の交付金であります循環型社会形成推進交付金の一部という形で予算化をさせていただいている次第でございます。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

以上、各省庁からご報告をいただきました。この際ですので、何かご質問なりご発言なりあれば、どうぞおっしゃっていただければと思います。どうぞ。

国土交通省港湾局長代理（安部防災調整官） 国土交通省港湾局でございます。丁寧な資料をお付けしておりませんが、予算に関連して2点ほど情報提供をさせていただきます。

最初に資料3-11ですけれども、2ページ目の一番上に、海洋における漂流ごみや油の回収、ここは当局が担当させていただいております。港湾局ではございますけれども、港以外の一般海域の海面に浮遊するごみや油の回収を行っておりまして、具体的に言えば、東京湾、伊勢湾、それから瀬戸内海、そして九州の有明・八代海域の4海域を担当させていただいております、そこで12隻の船舶で担当しております。今年の4月から九州のほうの八代海域に1隻増船したところ、今年の7月にありました北部豪雨のときに早速活動しております。

量的には多いか少ないかは別にして、年平均7,000立米、23年度は1万1,000立米といったところで年々増加している傾向があります。

それから、2点目ですけれども、既に各省からご説明がありました資料3-3の災害関連の流木対策です。当方のほうも港に関する海岸のほうを担当させていただいております、24年の実績、これまでですけれども、6件14海岸で1億7,300万といったところの費用がかかっております。

以上です。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大変幅広い観点でそれぞれ予算が厳しい中で、ご努力いただいているということだと思います。さっきも申しましたように、地元のご要望とか結構強いものがありますので、ぜひそういう支援が財政当局などに届くように、頑張っていきたいと思っております。

また、中身を見ていただきますと、漂着した物の処理もなかなか大変な作業で、これについていろいろな制度を用意していただいているということだと思いますが、今のお話の中にもあ

りましたが、最近大変災害が増えてきているという感じが、実感があるわけでありまして、ちょっとここら辺も心していかないといけないのかなということと、もう一つは、やはり発生を減らしていかないことには、これいつまでも片付けに追われるということになりますので、その辺もいろんな角度からやっていただいているということがわかりましたので、この辺は各省も連携できるところはぜひやっていくように、私ども心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それではちょっとまた何かありましたら、最後にご発言の機会もあると思っておりますので、議題4の海岸漂着物処理推進法の見直しの検討ということで、今日の本題になるわけですが、事務局から説明をお願いしたいと思います。

森環境省海洋環境室長 お手元の資料4をご覧くださいと思います。海岸漂着物処理推進法の見直しについて（案）という表題でございます。

それで、この背景につきましてですが、平成21年7月15日に議員立法によって全会一致でこの法律は成立していきまして、公布施行されたわけですが、この同法の附則において、政府は法律の施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況、その他この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとなっております。

それで、平成24年、今年の7月でございますが、7月に施行後3年を経過したということでございまして、若干遅れておりますけれども、今年中ということで今回同法の見直しの検討について作業を始めたいというふうに考えております。

それで2ポツの検討の進め方でございますが、この法律に基づきまして、現在というか、海岸漂着物対策推進会議、この会議でございますが、この会議とあと海岸漂着物対策専門家会議というのが設置をされております。

それで、法律の第30条3項に海岸漂着物対策専門家会議は海岸漂着物対策の推進にかかる事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言するというふうに規定されております。この規定に基づきまして、専門家会議のほうでこの点について議論をしていただいて、進言をしていただくというような手順を進めたいというふうに考えてございます。

それで3ポツの検討スケジュールでございますが、平成24年12月7日、本日でございまして、第4回海岸漂着物対策推進会議を開催いたしまして、それで第6回の専門家会議のほうを平成24年12月11日、来週の火曜日でございますが、第1回目の検討ということで始めたいというふうに考えております。

それで、専門家会議のほうは1回の議論で結論が出ないということもあると思いますので、3回を一応予定して、来年の2月3月でそれぞれ検討をいただき、その結果をもって来年、今年度中はちょっと無理かと思うので、来年にかかりますけれども、この漂着物対策推進会議において、その結果の報告を受けて結果を取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

小林環境省水・大気環境局長 以上、事務局からの説明でしたが、これにつきまして、ご意見のある方はどうぞ。ご発言をいただければと思います。

論議はこれからいろいろできると思いますが、せっかくの機会ですから何かあれば、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

今の説明にありましたように、今日の会議は一応キックオフだということで、まずは専門家会議の場で議論していこうということではありますが、もちろん関係省庁間の議論はずっと継続してやっていくことになると思います。

この今、条文にあった進言するというのもあまりない表現かなと思うんですが、思い返すと、結構積極的に専門家会議から前向きな意見をもらおうということで、たしかこんな文言になったようなことも思い出すのでありますが、そういう意味では意欲的なつもりでこういう文言になったものというのは記憶しております。

では専門家会議での議論を進めてもらいながら、関係省庁ともよくご相談をしていくということで、見直しの方針については、このような形でよろしいでしょうか。

小林環境省水・大気環境局長 あとこれも含めて何かご発言あれば。どうぞおっしゃっていただければと思います。

川村内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官 内閣官房の総合海洋政策本部事務局参事官川村でございます。

海岸漂着物対策の問題につきましては、海洋基本法における海洋基本計画の中でも大変重要な問題として位置付けられているところでございます。今日ご発表いただきましたように、関係省庁さん、連携をとっていただきまして、非常に積極的に進めていただいたということ。また環境省さんには全体の取りまとめ等の労もとっていただいているということで、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

海洋基本計画につきましては、策定後4年半ほど過ぎまして、現在その見直しの作業を進めているところでございます。次の春を目途に閣議決定をするといったようなことで予定をしております。

次の5年間におきまして、漂着物あるいは漂流物の問題は大変重要な問題として、引き続

き取り組む必要があると考えておりますので、見直しされた海洋基本計画の中にもしっかりと位置付けをしていきたいというふうに考えております。今日キックオフされました法律の見直し等を含めて、引き続き関係省庁さんのご協力を賜りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。今の件に関連して何かございますか。

海洋は本当に新たなフロンティアで、各省庁いろんな角度で乗り出している部分があると思いますので、ぜひ内閣官房の大きな方向付けもいただきながら、やっていければと思います。

あとはいかがでしょうか。今日ちょっと一番現場でご苦労いただいている自治体の方はおられないのですが、総務省さん、せっかくなので何かございますか。

総務省地域力創造審議官代理（猿渡地域政策課長） 現在のところ総務省としては、基本的には地方公共団体の財政措置等を中心に行っているわけですが、大きく3本の柱があります。一つ目は、ご案内のとおり災害関連等で補助金という形で出される場合の、地方負担の財政措置について。

二つ目は、都道府県などが管理している公共海岸の経常的な維持経費の財源措置について。

三つ目は、住民の方が参加されるいろんなボランティア活動等々に支援する場合の財政措置というような形で、このような3つの柱があるわけではありますが、また皆様方にご指導いただきながら、今後とも遺漏なきように努めてまいりたいと思います。

小林環境省水・大気環境局長 ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。何かご発言ありましたら、どうぞ。

経済産業省産業技術環境局長代理（実国環境指導室長） 経済産業省でございます。今後専門家会議でご検討をいただくに当たって、この辺りの情報などを整理していただければと思うことが一つございます。資料2で発表がございました、漂着物の総量の話でございます。この資料を見ますと、漂着物が一番多いところは北海道、次が福井、そして長崎と。エリア的には日本海に接しているような地域が多い印象を受けます。そうしますと、その地域、地域で、海外から来ているものが多かったり、また国内で投棄されたごみが多かったりなど実は事情がもしかしたら違っている可能性もあると思っております。その意味ではこの法律を見直して、より具体的にその対策を強化なりしていく上で、こういう特徴を踏まえてそれぞれの実態に合った施策の方向を具体化できるのがいいと思いますので、ぜひ今後の検討の中で、もし可能であれば、地域ごとの漂流・漂着物の実態、日本海側と、太平洋側の違いとか、そういうところの分析もしながら、専門家会議の中でご検討いただければと思っております。

小林環境省水・大気環境局長 重要なお指摘ありがとうございます。事務局から何かありますか。

森環境省海洋環境室長 ご指摘の点に関しまして、定量的にはまだはっきりはしないのですが、大体の傾向としてはやはり韓国とか中国から近いところから、やはり流れ着いているというのは問題点として挙げられておりまして、そこをちゃんとしっかりと資料として公表できるようなものにしていくということは確かに必要だと思いますので、その点、心がけて整理をしていきたいと考えております。

小林環境省水・大気環境局長 ご承知の上でおっしゃっているのかもしれませんが、制度をつくる時は、なかなか全容をつかむというのは範囲が広くて難しいんですが、いろんな地点で区画を決めて、その中で細かく分析をして、海外かどうかというのも表示なんかで判断するしかないんですが、それがどうかということも随分やったものがあります。ちょっとまたそのリバイスしたものが示せば、またいいのかもしれませんが、その結果、大きく言うと最初は海外からのもらいごみじゃないかという話が随分多かったのですが、やってみると結構国内も相当多いということが、地域によっていろいろ違うのですけれども、がありまして、こういう法律がやりたいというようなこともありますので、現状認識は重要だと思いますので、引き続き心がけていく必要があると思います。

あとはいかがでしょうか。

海上保安庁警備救難部長代理（七尾環境防災課長） 専門家会議の話が出ましたので、3度ほどされるということなのですが、どのようなメンバーで、どのような議論が行われることが予想されるのか。例えば、どんな論点が想定されるかといったものを、もちろん今ではなくて結構ですけれども、後ほど事務的に教えていただけたら参考になると思った次第です。

森環境省海洋環境室長 専門家会議の委員は、既にもう決まっておりますというか、以前から決まっているメンバーに変わりはないということをございまして、この会議の論点というところですが、その問題となるところは多分あるだろうというのは承知しているんですけども、まずは1回フリーでやってからまとめていこうかなというふうに考えております。

小林環境省水・大気環境局長 この辺の進め方につきましては、またご提案があれば極力取り入れてやっていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

またメンバーの方はこの分野で結構一生懸命やっていたいいる学者さんももちろんですし、あと各行政分野において活躍されたOBの方で、今、公的な活躍をされている方にも入っていただいて、割とバランスは考えた構成になっていると思っておりますが、この辺もまたいろいろ

ご相談しながらやっていければと思います。

あとはよろしいでしょうか。

(なし)

小林環境省水・大気環境局長 それでは、大体今日の議題は予定をしたものが滞りなく終わりました。また、いろいろ積極的なご発言もいただきましてありがとうございます。今日はキックオフということでございますので、ぜひ実のある形でやっていければと思いますので、引き続きのご協力、特に積極的なご発言やご参画をお願いできればありがたいと思います。

それでは、今日の会議はこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

午前10時49分 閉会